

議案第26号

小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

小松島市勤労青少年ホーム条例（昭和57年小松島市条例第7号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

小松島市勤労青少年ホーム条例（昭和57年小松島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

| 区分 室名 | 午前9時～ 正午 | 正午～ 午後5時 | 午後5時～ 午後9時 | 午前9時～ 午後5時 | 正午～ 午後9時 | 全日 |
|----------|-------------|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|
| 小集会室 | 円 580 | 円 1,050 | 円 1,160 | 円 1,630 | 円 2,200 | 円 2,780 |
| 料理講習室 | 920 | 1,620 | 1,850 | 2,540 | 3,470 | 4,390 |
| 講習室 | 690 | 1,160 | 1,160 | 1,850 | 2,310 | 3,000 |
| 3階集会室 | 920 | 1,620 | 1,850 | 2,540 | 3,470 | 4,390 |
| 大集会室 | 1,160 | 1,740 | 2,890 | 2,890 | 4,630 | 5,790 |

備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。